

東京工業高等専門学校における外部資金に係る間接経費の取扱要項

制定 令和元年 6月19日

最終改正 令和2年 6月 4日

(趣旨)

第1条 東京工業高等専門学校における外部資金の間接経費の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（機構規則第132号）（以下、「機構間接経費取扱規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(間接経費の適用率)

第2条 機構間接経費取扱規則第4条第3項に規定する間接経費の適用率として校長が定めるものは、その受入金額が百万円未満で研究の遂行上やむを得ない場合に限り、次に掲げる適用率とする。

区 分	算定基準額	適用率
民間企業等との共同研究	直接経費の額	100分の10
研究助成目的寄附金（機構間接経費規則別表第7号の場合を除く。）	受入金額	110分の10

(間接経費の配分)

第3条 間接経費は、以下の内容で配分するものとし、学科・センターへの配分は、相当する額を実施経費として配分する。ただし、実施経費への配分が困難な場合は間接経費を配分することができる。

区 分	学 校	学 科・ センター※2
間接経費※1	55%	45%
機構共同研究実施規則第4条第2項の受入研究者指導料 機構受託研究実施規則第5条第1項の受託料	50%	50%
寄附金の間接経費	100%	0%

※1 学校配分割合には、機構本部への拠出割合を含む。

※2 総合教育支援センター

(間接経費の精算)

第4条 間接経費の精算については、外部資金を獲得した研究者が転退職した場合及び研究を中止した場合は、直接経費等の執行状況をもとに精算する。

(補則)

第5条 この要項に定めるもののほか、間接経費に関し必要な事項は、別に定める。

附則（令和元年6月19日制定）

- 1 この要項は、令和元年6月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 東京工業高等専門学校における外部資金に係る間接経費等取扱規則（平成21年4月1日制定）は、廃止する。

附則（令和2年6月4日一部改正）

この要項は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。